

令和2年4月27日

保護者 各位

肝付町教育委員会教育長

緊急事態宣言を踏まえた児童生徒等の県外への
旅行等の自粛とその対応について（お知らせ）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県も緊急事態宣言の対象区域とされたことを受け、知事から各学校に対して臨時休業についての要請があり、本町においても令和2年4月22日（水）から5月6日（水）までの間、一斉臨時休業を行うこととしたところです。

また、県においては、県民に対して、「都道府県をまたいで移動することはできるだけ避ける」ことや「特定警戒都道府県に滞在したことがある方の来県後2週間の外出自粛」等を求めているところです。

つきましては、学校等での集団感染防止を徹底するため、一斉臨時休業期間中における児童生徒の県外への旅行等の自粛やその対応については、下記のとおりといたしますので、保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 不要不急の帰省や旅行・訪問など、都道府県をまたいで移動することはできる限り避けるようにお願いします。
- 2 次のような場合には、保護者から学級担任に電話連絡等で届出をしてください。
 - (1) 児童生徒が、やむを得ず県外へ保護者同伴で旅行・訪問する場合
 - (2) 児童生徒と同居の家族が、やむを得ず県外を旅行・訪問する場合（物流や医療関係等市民の生活を支えるための仕事等での訪問は除く）
 - (3) 児童生徒が、県外から帰省等した方と濃厚接触した可能性がある場合
- 3 上記2の場合には、集団感染を防止するために下記の対応とします。
 - (1) 旅行・訪問等に行った児童生徒や家族が帰宅した後、2週間は自宅待機とする。（学校再開後だけでなく、放課後児童クラブや学校受け入れ、校庭開放等も含めて、利用を控えること。）
 - (2) 県外から帰省した方と接触した後、2週間は自宅待機とする。（学校再開後だけでなく、児童クラブ等や学校受け入れ、校庭開放等も含めて、利用を控えること。）
- 4 その他
 - (1) 日常生活においてもマスク着用、手洗い、咳エチケット等を徹底すること。
 - (2) 発熱等風邪の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターへ相談すること。